小値賀町議会第二回定例会　（第三日目）

一、出　席　議　員　　十　二　名

一番	加山雅徳
二番	土川重佳
三番	小辻隆治郎
四番	浦　英明
五番	末永一朗
六番	松永勇治
七番	岩坪義光
八番	伊藤忠之
九番	横山弘蔵
十番	立石隆教
十一番	黒崎政美
十二番	近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
財政課長	西村久之
住民課長	谷良一
産業振興課長	筒井英敏
産業振興課専門幹	松本充司
建設課長	中村敏章
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	熊脇一也
保育所長	松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第二回定例会
平成十七年六月二十三日（木曜日）　午前九時三十分　開　議

第　一　会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
第　二　議案第四三号　小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
第　三　議案第四一号　平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）
第　四　議案第四二号　平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）
第　五　発議第七号　分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案
第　六　発議第八号　義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案
第　七　発議第九号　パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案
第　八　発議第一〇号　総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第　九　発議第一一号　産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第　十　発議第一二号　議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
第十一　議員派遣の件について

追　加　議　事　日　程

第十二　議案第四四号　小値賀町長の給与の減額に関する条例案
第十三　報告第六号　総務文教厚生常任委員会報告

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、二番・土川重佳議員、三番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第四三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之）　おはようございます。

議案第四三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

第三条国民健康保険法の被保険者に係る所得割額の税率を、「百分の七・五」から「百分の八・〇」に、第五条国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を、「二万円」から「二万一千円」に、第五条の二国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を、「二万二千円」から「二万三千円」に、第六条介護納付金課税被保険者に係る所得割額を、「百分の一・五五」から「百分の一・六〇」に、第七条介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を、「七千円」から「八千円」に、第七条の二介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を、「七千円」から「八千円」にそれぞれ改めるものでございます。

第十一条国民健康保険税の減額の改正は、国民健康保険の被保険者に係る均等割額及び世帯別平等割額、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正により、次のように改めるものです。

国民健康保険の被保険者に係る七割軽減「一万四千円」を「一万四千七百円」に、「一万五千四百円」を「一万六千百円」

に、五割軽減「一万円」を「一万五百円」に、「一万一千円」を「一万一千五百円」に、二割軽減「四千円」を「四千二百円」に、「四千四百円」を「四千六百円」にそれぞれ改め、介護納付金課税被保険者に係る七割軽減「四千九百円」を「五千六百円」に、五割軽減「三千五百円」を「四千円」に、二割軽減「千四百円」を「千六百円」にそれぞれ改めるものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用するものです。

以上、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　財政課長にお尋ねします。　　松永議員

国民健康保険税は、医療費の上昇により財政的に厳しく被保険者のまた負担も大きくなってきております。

応能割である所得割、応益割である均等割及び平等割を、被保険者の所得の状態ですね、経済状況等を踏まえて設定して、税率の引き上げはやむを得ないと思いますが、条例第十一条第一項のですね、第一号・第二号・第三号にですね、国民健康保険税の減額についての規定がありますけれども、その各号のですね、減額規定内容をこういうふうなものだということを、簡単によろしゅうございますので、概略と、その減額額に対する保険者、町への国の支援と申しますか、財政措置がどういうふうになっているかお伺いします。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

七割軽減、一号該当でございますけども、これは一人当りの軽減の基準所得が三十三万円以下の方に適用するものでございます。二号該当、つまり五割軽減ですけども、この計算は、家族の人数からマイナス「一」をしまして、二十四万五千円を掛けます。それが三十三万円以下の方が該当するということです。だから、二号該当の場合は、一人の世帯については該当いたしません。三号該当、二割軽減ですけども、これは三十五万円に人数を掛けまして、それに三十三万円を足した所得ですね、それ以下の方は軽減が該当するということでございます。

保険税の軽減についての交付金につきましては、ちょっと担当課長の方から説明してもらいたいと思います。

議長（近藤一輝）　住民課長

住民課長（谷　良一）　軽減分相当額の四分の三が、国と県からの補助があります。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　今回の国民健康保険税の税率がですね、上がったわけですけども、これの主な原因をご説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　財政課長

財政課長（西村久之）　お答えします。

国民健康保険税の算定の方法と言いますか、決め方と言いますのは、まず、歳出が医療費その他で歳出が決まりますと、それに見合う分だけの国・県補助金があります。それを差し引いて足らない分を、国民健康保険税で徴収するということになっておりますので、今回、そのような税率になったわけでございまして、参考までに…。

この税率でいきますと、大体今年で、全被保険者に対してですけども、一億三千七百万程度になると思っております。

で、前年度の決算で、約一億三千四百万ぐらいでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員

本案は、若干の住民に国民健康保険税の負担増を強いるものでありますが、医療費の上昇、数年前は県下においても、うちだけだと言われるぐらい医療費が前年度より下回ったという時もあったんですが、近年、上昇の傾向にあるようです。

で、それらに対して負担増ということになってくるわけでございますが、国民健康保険財政調整基金からの繰り入れ等も

勘案をしながら、できるだけ町民の負担が急激に大きくならないようにという配慮で、この改正案が作られたというふうに理解をいたしますので、本案に賛成をいたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、議案第四三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第四三号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第四一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之）　議案第四一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）について説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるもの及びコミュニティ助成事業助成金による経費の計上が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千三百十万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十八億五千四百十万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十四款・県支出金、三項、四目・農林水産業委託金を二万六千円増額し、委託金の総額を四千百四十六万円としております。

十七款・繰入金、一項、二目・振興基金繰入金を九百三十万円減額し、基金繰入金の総額を三億四千三百十万七千円としております。

十八款・繰越金、一項、一目・繰越金を二千六百四十三万七千円増額し、繰越金の総額を四千六百四十三万七千円としております。

十九款・諸収入、四項、五目・雑入五百九十三万七千円の増額は、コミュニティ助成事業助成金の三百九十万円、県道拡幅工事に伴う「光ファイバー移設補償費」百二万三千円が主なものでございまして、雑入の総額を七千五百二十一万円としております。

歳出では、一款・議会費、一項、一目・議会費で四万二千円を増額し、議会費の総額を五千八百四十万四千円としております。

二款・総務費、一項、一目・一般管理費の百九十六万七千円の増額は、県道拡幅工事に伴う「光ファイバー移設工事」百二万三千円が主なものでございます。二目・文書広報費二百四十三万八千円の増額、五目・財産管理費七十一万九千円の増額、六目・企画費四百十三万七千円の増額は、コミュニティ助成事業による備品購入及び補助金の計上が主なものでございまして、総務管理費の総額を三億二千四百三十六万六千円としております。四項、一目・選挙管理委員会費を八万円増額し、選挙費の総額を五百九十五万二千円としております。

五款・農林水産業費、一項、一目・農業委員会費六十二万四千円の増額、二目・農業総務費は、財源調整、三目・農業振興費三十二万六千円の増額、四目・畜産業費四万六千円の増額、五目・農地費百四十八万三千円の増額は、浜津地区ため池水田用管水路補修工事に伴う補助金八十四万円が主なものでございまして、農業費の総額を一億八千九百八十四万五千円としております。二項、一目・林業振興費を四万二千円増額し、林業費の総額を二千百六万一千円としております。三項、二目・水産業振興費八千円の増額、三目・水産施設費を百十五万五千円増額し、水産業費の総額を一億八千百六十七万三千円としております。

六款・商工費、一項、四目・じげもん振興費百万円の増額は、じげもん販路拡大事業による経費の計上が主なものでございまして、商工費の総額を三千七百七十一万四千円としております。

八款・消防費、一項、二目・消防施設費五十万三千円の増額は、斑地区防火水槽フェンス修繕費が主なものでございまして、消防費の総額を七千七百六十三万八千円としております。

九款・教育費、一項、二目・事務局費二百二十二万円を増額し、教育総務費の総額を四千二百八十七万二千円としております。四項、一目・学校管理費百六十万円の増額、二目・教育振興費六百三十五万九千円の増額は、パソコン等の備品購入費でございまして、小値賀中学校費の総額を二千三百五十一万一千円としております。七項、二目・公民館費百五十八万五

千円減額、四目・歴史民俗資料館費十五万円を増額し、社会教育費の総額を六千二百六十二万九千円としております。
十三款・予備費を二十一万四千円減額し、予備費の総額を六百三十一万五千円としております。
以上で、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）の概要を説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第十四款・県支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十七款・繰入金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十八款・繰越金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十九款・諸収入

六番（松永勇治）　松永議員
四節・雑入でございますけれども、農業共済獣医師手当は当初二百四十万円、今回、四十八万円補正いたしますと、計二百八十八万円の計上となりますけれども、十五年度の決算額、十六年度予算に計上額は二百四十万円ですが、四十八万円増額の理由をお尋ねします。

議長（近藤一輝）　松本専門幹

産業産業振興課専門幹（松本充司）　お答えいたします。
農業共済獣医師手当につきましては、共済組合と小値賀町におきまして、獣医師の嘱託契約を結んでおりまして、十六年度までは月額二十万円というような契約で契約を交わしておりましたが、今回、十七年度から四万円上げるということで、月額二十四万というようなことで共済の方から話があったものですから、四万の、四十八万を補正させていただいております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎）　じげもん班の販路拡大の事業分で四十八万が計上されてますけども、内容をお願いします。　小辻議員

議長（近藤一輝）　産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏）　お答えいたします。

ここで上げております、じげもん販路拡大事業分で四十八万円歳入を上げておりますけども、これは後、歳出の方でもまた出てきますけども、新たな販路拡大といたしまして、新上五島町の方に二回ほど出かけて参りまして、小値賀町の特産品の販売をして交流を深めたいという考えでございまして、その売上げの四十八万円を計上いたしております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・議　会　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第二款・総　務　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・農林水産業費

八番（伊藤忠之）　一目・農業委員会費の中で、臨時雇いの賃金が出てますけども、その仕事というか、賃金の内容をお願いします。　伊藤議員

議長（近藤一輝）　農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（熊脇一也）　お答えいたします。

農業委員会の職員が四月から一名減員されておりまして、一名で今やっているわけでございますけども、今年が今五十二名おります認定農業者の、五年に一回の認定替えと言いますか、計画の見直しを行う年でもありますし、また、三年に一回の小作料等の見直し等も今年行うようになっております。

そういう関係で、一人ではちょっと手の回らないところもありますので、半年間だけ臨時職員で対応いたしたいと思いま

して予算を計上させていただいております。
よろしくお願いします。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第六款・商　工　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第八款・消　防　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第九款・教　育　費

十番（立石隆教）　立石議員

四項の、小値賀中学校費のところの、十二節の役務費と十八節の備品購入費のところでお伺いをいたします。

パソコンを入れ替えるということでございますけれども、パソコンの破棄手数料が四十万かかっておりますが、これを破棄しないでほしい方には上げるというふうにすると、この費用が要らないんじゃないかというふうに思うんですが、この点はどのようにお考えかということと、それから備品購入費のところで、これは教師用のパソコンも含んでるんでしょうか？

その点もお伺いします。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　まず第一点の、廃棄手数料ですけども、約四十台程度リース切れになりまして、これがデスクトップでございます。

そういうことで、引き取りと、それと今リサイクル法が適用になっておりますので、リサイクル手数料というのが要りますので、それで四十万円を計上させていただいたわけですけど…。

ご指摘のように、ただ五年前のパソコンでございますんで、かなり現在に合わない使い辛い面もあろうかと思いますけども、まあ希望者がおればですね、お譲りしたいというふうには考えてはおりますが、その場合にこの金額がゼロになるということはございませんで、どっちにしてもトラックで町外に運び出さなくてはいけないということでございますので、パソ

コンの廃棄については先ほど申し上げましたように希望者が要ればですね、お譲りをしたいというふうに考えております。
　それから二点目の、備品の件ですけども、このパソコン教室の中には生徒用の四十三台、これは今回、場所の都合でノートパソコンになりますけども、ノートパソコンを四十三台、これは生徒用ですけども、それに教師用のデスクトップのパソコンを一台、それとあとプリンター等の費用がこの六百万の中に入っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
　五年前のパソコンを導入する時に、教師用のパソコンってかなりいいやつを入れたんですよね・・・。
　で、そういう点もあって、まだ対応できるものだろうというふうに思うんですが、やっぱりこれ入れ替えなきゃいけませんか？

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　立石議員ご承知のように、ＯＳがですね、ウィンドウズ『９８』が入っておりまして、生徒用は今度『ＸＰ』に替えるわけですけども、そういうことで、教師用だけそのまま残すということはできないというふうに聞いております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　かなりのメモリがあったと思ってるんですよ。ですから、ＯＳを入れ替えてもいいんじゃないかというふうに思うんで私は伺ってるわけですが、それも無理なんでしょうか？
　メモリがそこではちょっと足りないっていうことになるのかなというふうには思いますが、その辺は検討されましたでしょうか？

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　私も詳細にそのメモリの量が今幾ら、何ギィガあるのかというのは承知しておりませんけども、ＯＳ自体がですね、『９８』ということで、学校の方からも要求がきてると思いますし、それから恐らくスピードもですね、五年前のやつはかなり遅いんではないかと。
　今、俗に言います『二五六』というのが入ると思いますけども、今計画しているのがどっちだったかちょっと手元に資料がないんですけども、四十台のパソコンを管理しながら指導していくということでございますので、学校からの要望もあり

ましたので、更新をしたいというふうに今考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

九番（横山弘蔵）　少し立石議員の質問に関連しますけども、パソコンのですね、廃棄手数料、これはリースしている機器なのかどうかですね。もし、リースしている機器であれば、リース会社が受け取ると思うんですけども、その点はどうでしょうか？　ご説明をお願いします。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　物件につきましてはリースしている物件でございます。

そういうことで、これは持ち物はリース会社の物なんですけども、搬入手数料はリース会社、搬出手数料はこちら負担というような契約になっております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

七番（岩坪義光）　二目の事務局費で、十一節の需用費百五十万。教員住宅っちゅうことですけども、修繕料が・・・。

これはどこの教員住宅で、教員住宅辺りを修理するっちゅうとは入っている人が大体修理すっちゃなかですか？

まあ、そこはどこん修理か判らんですけど・・・。その点をお聞きします。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　この教員住宅は、前の旧幼稚園の後にあります松香丘教員住宅というのが二戸ありますけども、そこを計画しております。そういうことで教員住宅でございますんで、修理代等については家主であります町が当然負担をするということになります。

それで内容はですね、水洗トイレの改造と、それから風呂場のシャワー等の取付けを考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第十三款・予　備　費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

横山議員

岩坪議員

松永議員

六番（松永勇治）　総務文教厚生常任委員会はですね、ご承知のとおり、去る五月の十一日と十二日の両日、各施設を視察いたしまして、学校を除いておりますけれども、各所管のですね、その管理施設の指摘事項についてですね、各課長に説明をいたしましたので、今回計上されておりますですね、需用費の中の修繕料。十頁の、一般管理費百二万三千円、十三頁の、水産施設費百十五万五千円、十六頁、これは中学校は視察しておりませんけども、参考のために教えて下さい。百二十万円。それから十七頁、民俗資料館十五万円についての、それぞれの内容をお尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　お答えします。

今の松永議員さんの質問の中で、一目・一般管理費の需用費の修繕料百二万三千円は、これは施設の修理じゃありませんで、今行っております丘町から大浦にかけての一般県道の、電柱の移転に伴うインターネットの引き換えの分の経費でございます。

議長（近藤一輝）　産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏）　水産施設費の修繕料についてお答えいたします。

この修繕料は、斑種苗センターの浮桟橋が老朽化で危ない状態になりまして使用に耐えないということがございまして、たまたま小値賀漁港の方のあわび館前で浮体式の桟橋が付くということで、笛吹小発動が使用いたしておりました浮桟橋を町の方に要らないかという申し出がありまして、修理すれば使用できるということで、それを頂きまして修理して使うということでございます。

議長（近藤一輝）　教育次長

教育次長（西　浩三）　教育費の修繕料についてお答えをいたします。

中学校費の修繕料は、以前から消防の方から指摘を受けておりました屋内消火栓の未整備に対応するための、パッケージ型消化設備を六台設置する工事でございます。

それから、歴史民俗資料館は、玄関の開き戸が老朽化しておりまして、開き戸でございますんで風の時にちょっとバンバン開くということでですね、今回は引き戸に改良をしたいということで、十五万円の計上でございます。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　それでは五月十一日・十二日の両日に各施設を回って、壁とかですね、外壁とか、いろいろなですね、各課長さんにですね、「修理を早くした方がいいぞ。」というようなことを申し上げたわけですけれども、今回の補正の中には一つもそれについての対応はなされていないようでございますけれども、各課長さん、本当にその時に聞いておられたんですか？　お尋ねします。

今からその対応については、どういうふうに考えておられますか。

九番（横山弘蔵）　議長、休憩をお願いします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時七分―

―再開　午前十時十四分―

議長（近藤一輝）　再開します。

総務課長（大黒泰三）　今の質問でございますけど、軽微な補修については、その時点で早急に行っております。

それで、丁度その時期がもう査定の終わった時期でございましたので、他の部分については今後出てくるかと思います。

議長（近藤一輝）　松永議員

六番（松永勇治）　解かりました。

今回補正に出ないと、まあ全部が全部いっぺんにできることは無いでしょうけれども、老朽化の酷い方からですね、そしてまた危険度の高い所から徐々に対応をしていただきたいというふうに考えます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

四番（浦　英明）　十二頁ですね。五款の五目・農地費。この十六節の原材料費六十四万三千円ですね。

これは当初予算とまったく同じ数字を計上されておりますが、この因果関係についてお尋ねします。

議長（近藤一輝）　松本専門幹

産業振興課専門幹（松本充司）　お答えいたします。

農地費の六十四万三千円ですけども、これは各地区が共同施工で行っております農業用施設の維持管理に必要な経費であ

りまして、主に各地区で行なわれております農道の補修ですね、そういったものに使うために原材料を支給しておりまして、農道につきましてはほとんど改良は終わってるわけですけども、畑総事業でできる舗装というのが幹線から幹線へ繋がる道路についてはほとんど畑総事業の方で舗装をかけていただきましたけども、行き止まりとか幅員が足らないとか、そういった補助対象にならない農道につきましては、各地区年次計画で、各地区共同施工でですね、原材料、生コン代だけを出して共同施工で行うということで、年次計画でこの予算内で仕事をしております。

当初予算におきまして今年も百二十万程度必要だったわけですけども、当初予算におきまして六十万計上されておりましたので、今回、残りの六十四万三千円を補正いたしております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

十番（立石隆教）　立石議員

本補正予算案について全体を見ますと、当初予算で組むべきものが随所に散見できます。

もう少しそういう点では、当初予算で十分に考えてですね、そして当初予算が年間を通した設計図でありますから、その年の行政の…。当初予算でしっかりと組むということを望みたいと思いますが、この中に『じげもん班』の意気込みが伺われるような補正予算になっていると私は思います。

そういう点では今後を期待して本案に賛成をいたします。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、議案第四一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。
議案第四一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
議長（近藤一輝）　起立全員です。
したがって、議案第四一号、平成十七年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四二号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第四二号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。
この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ四百二十二万一千円を追加し、予算総額を一億二千九百三十二万一千円とするものでございます。
それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。
一款、一項、一目・下水道使用料四十四万七千円の増額は、過年度分滞納繰越分でございます。
五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございまして、補正後の繰越金は、四百七十七万四千円となります。
歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、七節・賃金三十三万六千円の追加補正は、施設管理に伴う臨時雇い賃金でございます。十三節・委託料百五十二万六千円の追加補正でございますが、現在、職員二名で休日等の施設管理、水質管理等を実施しているわけでございますが、施設等の委託管理に一名分の委託料の追加でございます。十六節・原材料費百五十万円の追加は、黒島地区の配水管布設替えに伴う配管材料費でございます。
四款、一項、一目・予備費を八十五万九千円増額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、一億二千九百三十二万一千円といたしました。
以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　第四款・予備費

十番（立石隆教）　予備費を増額補正して百八万二千円にしておりますが、これで年間を通して足りますか？　不足することはありませんね。ここで確認をしておきます。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

この予備費は、ポンプ等のですね、年数のかなり古くなったポンプ等がございますので、その更新用の予備費として計上しているわけでございますけど、この金額で足りるかどうかというのはですね、耐用年数を過ぎたポンプが過半数占めておりますので、足りるかどうかというのはですね、ちょっとはっきりは判りませんけど･･･。

これをすべて更新する予算を組んだらですね、かなり金額的にはりますので、出来るだけ持たすような格好でですね、長持ちできるような格好で、常時監視しながらですね、使用しております。

金額的には若干不足とは考えております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　ただいまの答弁の内容については、その都度必要になった時に補正で出すということはできますよね。そうじゃない部分というのが予備費なんですけども、そういう性格のものではありません。「緊急にしなきゃいけないから予備費から出すようにその場合はしておりますので・・・。」ということですか？　確認をしておきます。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

ポンプの耐用年数は、メーカーでは五年間としております。それで実際、十年を過ぎたポンプもございますし、八年過ぎたポンプもございます。それで、それを更新するのはですね、一応ポンプが停止した状態で更新するように考えております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四二号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四二号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝）　起立全員です。

したがって、議案第四二号、平成十七年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第七号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

横山議員

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時二十八分―

―再開　午前十時三十八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

九番（横山弘蔵）　小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう、国に対して要望するものであります。

地方分権による地方公共団体の自己決定権と自己責任は益々大きくなり、地方議会の役割も非常に大きいものになってきている。

我が小値賀町議会においても、住民の要望や、期待を自治体の意思に反映させる方法の工夫、検討だけでなく、今日の住民の参加意欲を発揮させるための方策について、昨年より「議会のあり方検討特別委員会」を設置し、連日議論を重ね、本年第一回定例会において「議会の活性化に関する申し合せ事項」の報告がされ、現在、実行に向け検討を続けている。

しかしながら、法に規定されている制度レベルまでは力が及ばず、大局では制度から見直す必要がある。

全国町村議会議長会においては、「第二次地方議会活性化研究会」を設置し、議会の本来的機能である立法機能、財政機能、行政監督機能を強化し、「新たなステージ」に相応しい地方議会の制度を構築するよう鋭意検討が行われている状況に

ある。

地方分権に向かうとき、議会本来の機能が発揮されていない現行制度では、議会の自主性、自立性は確保できず、議会の活性化を阻害するものであり、よって、国においては、分権時代に対応した新たな地方議会制度を構築されるよう強く要請し、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

十番（立石隆教）　立石議員

私は、分権時代の新しい地方議会の構築を求める意見書に賛成の立場で討論をいたします。

平成十二年に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の自己決定権は拡大いたしました。これまでの中央集権的な地方自治から、憲法に保障される真の地方分権型の地方自治への流れは確実なものになってまいりました。

地方分権の理念は、国による地方公共団体への関与を必要最小限にし、自己決定・自己責任の原則により、地域の特性と地域住民の意思にそった行政運営システムを確立することであります。

三割自治といわれた従来の地方自治体から、自らの意思で自らの知恵と工夫で運営していく自治体へと変革していくときであります。本町も、市町村合併問題に真摯に取り組む中で、実感としてその地域はそこに住む者が決定権をもち、一致団

結してその地域を盛り上げていくことの重要性を認識してきたところですが、地方分権時代の主人公はまさに住民であり、その意思決定が今まで以上に重要になってきたことは改めて言うまでもないことであります。

現在の議会制民主主義においては、この住民の意思を決定する役割を担っているのが住民の代表である議会ということでありますが、従来から比べると、格段に議会の役割の重要性は大きなものとなっており、かかる地方分権時代の自治体運営の鍵を議会が握っていると言っても過言ではないと考えます。これからの時代の市町村運営に本当に必要な知恵を吹き込むのは、他ならぬ市町村議会だと思うのであります。

こうした認識の下、議会の役割を十分に果していくために本町において、平成十六年九月の定例会で、『議会のあり方検討特別委員会』を設置し、現行制度に基づき、議会改革について研究・議論し、平成十七年の三月定例会において、『議会活性化のための申し合わせ事項』をまとめたところであります。しかし、この一連の作業の中で、政策立案機能の強化、監視機能の強化、権限の十分な活用を考えるとき、どうしても現行制度の中に問題点があることを認識せざるを得ませんでした。今まさに、議会の機能、運営、構成のあり方について見直すべきときであることを実感したことは、議員各位も同様ではないかと思います。

地方分権の理念に照らして地方議会の機能の充実・強化を図っていくためには、議会が個々の判断と責任において、より自主的・自立的に議会活動を行うことができるよう、現行の地方自治法による議会にかかる規制の緩和と、画一性の排除が必要であると思います。単なる議会サイドの権限拡充だけでなく、長と議会の権限配分の在り方を含めた抜本的な検討が必要だと考えます。

現在、首相の諮問機関である『第二十八次地方制度調査会』の審議項目の一つに、議会のあり方が上げられており、審議されております。このようなとき、地方議会の立場からこの意見書を国に提出し、行政改革、財政再建の観点のみならず、憲法第九十三条で保障された二元代表制の下で、地方分権を推進するに当たり、如何にして議会制民主主義を成就させていくかという理念に基づいて議論されるよう、また地域社会が成熟しつつある現在、地方議会に関する規制を緩和し、分権時代に相応しい地方議会制度を構築するよう、望むものであります。

よって、私はこの意見書を提出することの必要性を切に感じ、本案に賛成するものであります。

どうかご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第七号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、発議第七号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第六、発議第八号、義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

立石議員

十番（立石隆教）　小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書についての提案理由の説明をさせていただきます。

義務教育は、憲法の要請に基づくものであり、国民として必要な基礎的資質を養うものであります。義務教育費国庫負担制度は、国と地方自治体との役割分担の下に、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、

現行教育制度の根幹をなしているものであります。

次代を担う子どもたちの教育の充実は大人の責任であり、三十人学級の実現など、義務教育の充実が図られなければなりません。すべての子どもたちが全国どこでも等しく無償で良質の義務教育を受けられるよう、国による財源保障を行った上で、各学校で特色ある教育が展開されることが望まれています。この意味において義務教育を支える義務教育費国庫負担制度の果す役割は大きいのであります。

然るに、政府は、「三位一体」改革において教育そのものについての議論や、国・都道府県・市町村の教育における役割分担の検討が十分になされないまま、義務教育費国庫負担制度の見直しを進め、教材費等を国庫負担対象から除外するなど、一般財源化を図ってきました。また、義務教育費だけでなく、就学援助・奨学金・教員研修事業・学校教育設備等の補助金の廃止、大幅削減が既に決定されました。経済財政諮問会議等では、制度のそのものについての縮減・廃止に向けた抜本的な検討も進められております。仮に、義務教育費国庫負担制度が廃止されれば、多くの道府県で義務教育の充実に必要な財源が確保されず、三十人学級どころか、四十人学級に必要な教職員を確保することが困難になります。また、都道府県間での教育格差が拡大するのみならず、離島・へき地などにおける義務教育が切り捨てられるなど、義務教育の地域間格差が生じることになりかねません。

すべての子どもたちが全国どこでも等しく無償で良質の義務教育が受けられるようにすることは、我々大人、そして国の責務であります。義務教育を保障する観点から三十人以下学級は、国の責任で行われなければならないものと考えます。

よって、教育水準の格差が生じることが絶対ないよう、国に対して強く義務教育費国庫負担制度を堅持するべく、また国の財源負担、責任で三十人学級を全国斉一に実施することを要望するため、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、本案に反対者の発言を許します。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　次に、本案に賛成者の発言を許します。
二番（土川重佳）　私は、義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案に賛成する者であります。
小値賀町にとっては大変重要な意味があります。
税収が著しく少ない我が町においては、国庫負担制度が廃止され、税源移譲になると必要な財源が確保できなくなり、本町独自の教育改革などもできなくなる恐れがあります。
四方は海に囲まれ、この素晴らしい環境の下、義務教育の水準を低下させることなく、小値賀に合った独自の教育のあり方を進める上でも、制度の堅持は必要不可欠であります。
よって、本意見書案に賛成いたします。
どうぞご賛同下さいますよう、お願いいたします。
議長（近藤一輝）　ほかにありませんか。
十一番（黒崎政美）　私は、義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案に賛成する者であります。
義務教育費国庫負担制度は、経済的・地域的な条件に関わらず、国民が等しく基礎的な教育を受けるために不可欠な制度であり、また、そのことで国家的な教育水準の維持と機会均等を財政的に保障するものであります。
しかしながら、逼迫した国家財政を背景にした国庫負担削減はとうてい賛成しかねるものであります。
義務教育は、国の根幹をなすべき事業であり、一地域の問題ではすまされないものであります。日本国として最低これだけは、という教育を行わなければならないのであります。「国家公共財」としての性質があり、義務教育は地方の事務では

ないと確信しているところであります。
これまでの義務教育費国庫負担金は、義務教育費の半分に過ぎませんでした。必要な経費であれば、全額国庫負担とすべきであると思うところであります。
にも関わらず、これら負担の地方自治体への転嫁は、いよいよ財政負担を増大させ、地方の教育行政推進に甚大な影響を及ぼすことは必至であります。少なくとも従来の制度としての義務教育費国庫負担制度の堅持が不可欠であります。
よって、この意見書案に賛成いたします。

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。
これから、発議第八号、義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。
したがって、発議第八号、義務教育費国庫負担制度の堅持及び三十人以下学級の実現に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。
ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。
したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第七、発議第九号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

浦　議員

四番（浦　英明）　小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

本案につきましては、パートタイム労働者等の均等待遇実現に向け、政府及び県に対して要望するものであります。

我が国のパートやアルバイト派遣などの、正規の職員でない労働者は千五百万人を超え、労働者の三人に一人の割合となっており、そのうち女性が七割に達している状況である。

パートタイム労働者の増加の背景には、柔軟で多様な働き方を求める需給両面のニーズがあり、少子高齢化の進展の中でパートタイム労働者等の働き方が引き続き拡大していく流れと言える。

このような中で、通常の労働者とパートタイム労働者の処遇の違い、通常の労働者と同じ仕事をしているパートタイム労働者等に著しい不均衡が生じている状況にあり、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実、その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を構じる必要がある。

一九九三年十二月、パートタイム労働法が施行されたにも関わらず、その賃金格差は広がっている。二〇〇三年八月、パートタイム労働法の指針改正が行われたものの、パート均衡処遇と努力義務規定はそのまま残された。

国及び政府は、効力のあるパート労働者の待遇改善を労働法に明記することを強く要請し、本意見書案を提出いたします。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議長（近藤一輝）　これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

一番（加山雅徳）　私は、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案に反対する者であります。

パートタイム労働者の場合、自分に合った時間帯のみに働くということから、働く時間、仕事の内容や賃金など、労働条件が一人ひとり違ってくるのは当然のことだと思います。

なお、労使双方が納得した中で、労働契約を結び、それぞれの立場で職場につくわけであります。

したがって、正社員と同じ均等待遇というのは、あまりにも私は不均等である思います。

よって、本意見書案に反対いたします。

以上、ご賛同下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

五番（末永一朗）　私は、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案に賛成する者であります。

正社員と仕事量・勤務状態など、なんら変わりなく仕事をしているのにも関わらず、その賃金面、福利厚生・休暇等、保障されるべきすべての面において、正社員とパートタイム労働者等の間に格差がある。

しかしながら、それが仕事量・勤務状態など、『働きに応じた公正な処遇』があるならば、その会社・仕事に対しての責任感・やりがい・効率すべての面においてプラスに働くと考える。

この『働きに応じた公正な処遇』という観点は、パートタイム労働者について職務の内容、意欲、能力、経験、成果等に応じて処遇するということであり、パートタイム労働者の能力発揮、意欲、モラルの向上の観点からも重要なことである。

今日では、企業の人件費コスト削減も加わってフルタイム労働者から、安上がり雇用が不安定なパートタイム労働者への置き換えが益々進んでいるが、このパートタイム労働者が基幹的労働力として重要な位置を占めているのも事実である。この基幹的労働力として働くパートタイム労働者の賃金、福利厚生など、すべての面において『働きに応じた公正な処遇』を行うことは重要な位置を占めているパートタイム労働者に対して、早急に改め、進めなければならない事項だと考える。

よって、私は本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（近藤一輝）　これで討論を終わります。

これから、発議第九号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案を採決します。
この表決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）
議長（近藤一輝）　起立多数です。
したがって、発議第九号、パートタイム労働者等の均等待遇実現を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
おはかりします。
ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
なお、この意見書は、内閣総理大臣・厚生労働大臣・長崎労働局長へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、発議第一〇号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。
総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。
おはかりします。
総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第九、発議第一一号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、発議第一二号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会及び、その他団体が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。
なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。
しばらく休憩します。

―　休憩　午前十一時四分　―
―　再開　午前十一時五分　―

議長（近藤一輝）　再開します。
おはかりします。
ただいま、町長から、議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案が提出されました。
これを日程に追加し、議案第四四号を追加日程第十二として議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
十一番（黒崎政美）　議長、休憩をお願いします。
議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―　休憩　午前十一時五分　―
―　再開　午前十一時六分　―

議長（近藤一輝）　再開します。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案を、追加日程第十二として議題とすることに決定しました。
しばらく休憩します。

―休憩　午前　十一時　六分―
―再開　午前　十一時　四十三分―

議長（近藤一輝）　再開します。

追加日程第十二、議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長（山田憲道）　議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案についてご説明いたします。

去る四月十日、当町の職員が酒気帯運転で警察に補導されております。

私は、かねがね職員に対し、飲酒運転の防止について厳しく言ってきております。また、本町は、『交通安全宣言町』として宣言するとともに「飲酒運転追放」運動まで行っております。

そのような中で、このような事件は、職員として注意義務を怠ったものであり、その行為は厳しく問われるものであり、私としては誠に遺憾であります。

その職員につきましては、今後、六カ月の間、一割減給する懲戒処分を行います。

それに伴いまして、町長である私の監督者としての責任がありますので、私の給料も減額しようとするものでございます。

何とぞ、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

六番（松永勇治）　この件につきましては、町長だけの減給ということと、町長の説明の中では一応職員ということで提案

理由がありましたけれども、私は町長一人だけの責任ではない、一番身近にあるのはやっぱり総務課長、助役、私のあれからしましてですね。

町長はちょっと直接には、まあ責任者ではありますけれども、そのような職員の行動については、私は助役、総務課長についても何らかのあれがあるべきじゃないかということで、この案に反対をいたします。

議長（近藤一輝）　ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時四十八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時五十分―

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝）　起立少数です。

したがって、議案第四四号、小値賀町長の給与の減額に関する条例案は、否決されました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時五十分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時五十一分―

おはかりします。

ただいま、総務文教厚生常任委員会委員長から、報告第六号、総務文教厚生常任委員会報告が提出されました。

これを日程に追加し、報告第六号を追加日程第十三として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、報告第六号、総務文教厚生常任委員会報告を、追加日程第十三として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

―休憩　午前十一時五十一分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午前十一時五十三分―

追加日程第十三、報告第六号、総務文教厚生常任委員会報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝）　本件について委員長の報告を求めます。

十番（立石隆教）　総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。　総務文教厚生常任委員会委員長

本年五月より新しい構成でスタートした総務文教厚生常任委員会は、まず所管事務及び所管施設等の現状把握のため、所管の各課長の説明を受け、現地を視察しました。

先の、議会改革の申し合わせ事項にあるように、委員会活動の活性化、政策立案能力の向上のため、本委員会は、積極的に町の抱える問題点を抽出し、継続的に検討していくことにし、次の六点を重点事項とすることにいたしました。

①予算と決算のあり方を含めた行政改革と財政問題。②情報公開のあり方や自律に向けた新たな企画などの検討。③条例、政策、制度の見直し。④社会福祉のあり方や国民健康保険と介護保険に関する事項。⑤診療所の建て替え問題や経営と運営について。⑥教育関連施設の管理運営と将来を見据えた学校教育についてであります。

新しい構成になってから本定例会までに七回の委員会を開催し、財政問題の現状把握、小中高一貫教育の方向性、図書館移転問題、幼保一元化による問題点などを調査・協議いたしました。

財政問題については、地方交付税に関する現状と、政府が協議している見直し問題に関する方向性などについて調査・研究いたしました。今後も政府の動向を注視していくつもりです。

小中高一貫教育については、六月十六日、北松西高に出向き、授業参観後、一ノ瀬校長より『小値賀地区小中高一貫教育推進委員会』の設置と、研究の取り組みに関する説明を受けました。お手元の資料のような設置要項のもと、その目的に、「子どもたちが保護者の元から安心して教育を受けられること。子どもたちの抱く夢の実現が叶えられる教育環境の維持に努める。」とし、従来の、小中高での教育から十二年間を通した一貫教育を目指し、四・三・二・三制、できれば四・三・五制の枠組みの検討を行い、限られた教員数を垣根を越えて有機的に活用し、教育水準の向上を図るため、カリキュラムなど教育現場を中心にして具体的な取り組みを始めたことが説明されました。また、そのための研究体制として、地区推進委員会、地区推進小委員会、教頭部会、地区推進部会など置くことにしてるとのことです。

県や町を含めた組織づくりに関しても、資料にあるように提示しております。本町における一貫校に関しては、設置者が県と町とまたがることもあり、また制度上の問題もあり、特区の申請が必要な案件でもあることから、平成二十年四月からの開始を考えると、その手続きから平成十八年二月には各部会の最終報告がなされる必要があるとの見通しも示されました。更に、よりこの問題を具体的な観点から協議できるよう、校舎の使用プランについても参考として二つのケース、即ち、現在の北松西高の校舎に小中高がすべて入るというプラン、現在の高校の校舎と小学校の校舎を利用するプランが提示されているようです。

六月八日に、第一回地区推進委員会が開催され、このような地元からの取り組みは、県も大変関心を示しており、十四日の町教育委員会、小中高全職員合同会議には、県から五人が出席されております。委員からの質問として、「一貫校としての関心を更に高める英語による授業を行うなど、特徴的なものも入れることも検討してはどうか。」或いは、「島外からの入学生を増やしていくための方策について」などの質問に対して、校長は、「地元に合うのかどうか問題もあるので、簡単には導入できない。基本的な学力をしっかりつける体制や子ども多様なニーズに対応できる教育環境をつくっていくことが大事だ。」というふうに答えられました。更に、「小値賀における教育環境は、安全で勉強やスポーツに専念できるものであり、特徴を知らしめていけば、関心を示してもらえると思うが、下宿など子どもを受け入れる環境づくりをしていくことが必要だ。」と答え、地域全体の取り組みの重要性を強調されました。また、「この研究会について町議会としての役割はないか。」

という質問については、「この問題の具体的な研究には政治的な立場での参加は考えていない。地域の代表として常に関心を示してもらうことがありがたい。」と答えられました。

この問題については、県や町という設置者の違いや、校舎の使用や運営の問題など、県との協議の必要性、環境整備など、財政問題も含んだ検討が必要になる思われます。それぞれの立場でのアプローチの必要性を感じており、今後も引き続き、本委員会としては議会の立場から調査し、協議していきたいと考えているところです。

図書館の移転問題は、現在の図書館を建設する際に、既に指摘されていた問題点の一つに、書庫スペースが不足していることがありながら、強行して造られた経緯があり、まだ十数年しか経っていない段階で増築だとか移転だとかの話が出てくることには疑問が生じるとの観点から、経緯と内容を調査しました。蔵書増加による書庫スペースの必要性から始まった増築か、旧幼稚園への移転かの問題は、それぞれ起債の関係で各種手続きが必要であり、単純にはいかないこと。移転を前提にした費用が算定されておらず、財政的な比較が出来ないこと。また、介護保険制度の見直しなどで今後旧幼稚園の有効利用も視野に入ってくることなどのこともあり、現段階では来年四月からの旧幼稚園の移動は見送り、蔵書スペース確保の問題は更に継続検討していく意向との報告がなされました。

幼稚園と保育所の統合による問題点については、特に園児のバスによる通園時の送り迎えが統合を機になされないようになり、保護者から安全面からの不安が指摘されている問題について質しました。「統合に際しての作業部会で、保護者の要望を聞き、送り迎えをしないことが示され、それについての不安は、その会議の時には示されなかった。七人の職員で七十人をみているが、保育児を合わせて担当している関係で、一人の職員で送り迎えまで出来ない状況にあること。保育や幼稚園の送迎については、本来、ドアツウドアの考えがあり、路線バスの利用は想定されておらず、保護者が施設まで連れて来て連れて帰るのが基本であること。前回まではサービスとして実行していたものを、本来の形に戻したというのが今回のやり方である。」との返答がありました。「住民サービスを低下させるには抵抗がある。ちょっとした工夫で朝のバス停までの出迎えが出来ないことはないはずだが、態勢を工夫できないか。」との問いには、「今後、保護者とも話して工夫してみたい。」との返答がありました。「統合して財政的な効率化が図れたり、サービスが向上することでなければ、統合の意味がないのではないか。」との問いに対しては、「財政的には年間三百万円程度の削減になっている。子どもを預かる時間も、朝は一時間、帰りは一時間と増やしている。また、一次保育実施により、利用者も増加しており、サービスは向上している。」と答

え、良い部分についても評価・アピールしてほしい旨の考えを示されました。
今後とも、せっかく特区をとってまで推進した幼保の統合であることから、更なる効果を生み出す取り組みを期待し、本委員会も今後も関心をもって調査をしていきたいと思っております。
以上が、総務文教厚生常任委員会の閉会中の調査・審査内容でございます。
これをもちまして委員会の報告を終わります。

議長（近藤一輝）　これで報告を終わります。
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これで、平成十七年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

―午後　零時　三分　閉会―